

Title	支那府院問題に對する一考察
Sub Title	支那府院問題に付ての一考察
Author	及川, 恒忠(Oikawa, Tsunetada)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1923
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.2, No.2 (1923. 7) ,p.17- 35
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19230713-0017">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19230713-0017</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 支那府院問題に對する一考察

及 川 恒 忠

一

最近支那の政局が安直奉直の兩戰爭を期として「惡より最惡」に遷つり始めたことは衆目の視る所である。這般突發した政變の如きは最早駭目驚膽に値ひするものでない、畢竟するに一場の茶番事たるに外ならぬ。然れども、黎總統の北京脱走といふ一幕が張紹曾内閣の總辭職に由て切り落とされ、而して後者辭職の理由が所謂府院問題として知られたものであつた以上、本問題に關して多少の私見を敘べることは必ずしも徒爾ではあるまい。蓋し府院問題なるものは總統府と内閣(院)との干係が屢々圓滑を缺きたることに由て惹き起されたる政治上の實際問題で、實は民國初建の當初より今日に至るまで、依然、國治上の一大懸案として殘されたからである。殊に吾輩は本誌一卷一號に於て國務總理論を取扱つた際、所論の煩瑣に亘るを隘れ、本問題への言及を故らに後日の機會に譲ることにして置いたから。

先づ最初に張内閣辭職の理由に耳を傾けよう。六月六日彼が全國に通電した聲明は其の冒頭に「萬火急、北京參議院、衆議院、各省巡閱使、各省區督軍、督理、省長、都統、總司令、大總統護軍使、鎮守使、師長、旅長、各省議會、各法團各報館均鑒。本日紹曾等上呈文曰。呈<sub>下</sub>爲<sub>上</sub>輔弼失職。責任不明。請<sub>上</sub>予罷斥<sub>下</sub>事」と筆を起し、次いで(一)五月廿四日財政部は稅務處よりの一公文に由て、稅務處が大總統の批旨を奉じて海關建築の修繕費月額十三萬元を國會の憲法制定費月額十七萬元に對して流用するに決定した旨の通告に接したが、元來憲法制定といふ一事は國家根本の大業であるから、應さに充分なる經費を是に割り當てなければならぬし、且つ經費の流用は重要問題であるから、法定手續に従つて先づ國務會議の議決を経たる上、是れを行ふ可き筋合のものであると信じ此等の主旨を總統は歴次陳明するに及んだが、未だ諒計を蒙らなかつた。(二)六月二日に及び國務院は總統秘書廳より書面を以て、京帥軍警督察處に關する哈漢章の調査報告に従て督察處の徹裁を實行す可き旨の命令に接した(註一)。(三)同日、閣議に於ては北京崇文門稅務監督に薛篤弼を任命することを議決したので、直に任命令を起草して國務員の副署を添え總統に蓋印を求めたるに、三日を経て未だ蓋印を蒙らない。と三個の事實を陳述し、更らに論摘して、

「伏查。民國約法採取責任內閣制度。故於第四十五條。明定凡大總統發布命令須經國務員副署。又查政府組織令。國務由國務會行之。又查國務會議規則第一條所列國務會議事項。第三項豫算外之支出。第七項簡任官(吾が勅任官に當る)之進退各等語。是借撥關款(海關修善費を流用すること)及簡任稅務監督各案之必須。經由國務會議議決。辦理。具有明文。今大總統事先出以獨斷。事後不納勸勸。凡勞黼座之分憂。實出閣員之失職。紹曾等既不蒙信任。惟有仰懇鈞座立予罷斥。以明責任。而重法制。不勝屏營。待命之至。竊維責任內閣制。載在約法。今既責任不明。以後危險情形。豈可言喻。紹曾等備員閣席。既不欲使一已蒙失職之咎。復不欲陷元首於侵權之嫌。惟有聲請罷斥。解除責任。區區苦衷。伏希諒察。」とした。即ち海關の修善費を憲法制定費に流用することや、京師軍警督察處を撤裁する爲めに督察處長を罷免することやは、約法が責任內閣制を規定してゐる以上、總統は國務會議に於て國務員と協同して決定す可きものである。ましてや、國務會議規則には豫算外の支出、簡任官の進退等に就ては國務會議が議決す可きことを明定してゐるではないか。然るに總統は此等の問題に就き制定本來の面目を蹂躪して今や越權的行動に出でた。又崇文門稅監督の任命に就ても國務會議規

則に簡任官の任命は國務會議の議決に俟つ旨が規定されてる以上、而して又、國務員が任命を呈請して之れに副署した以上、總統は之れを應さに准許す可きである、然らざれば責任内閣制は何人として維持せられやう、といふのが張紹曾の意見である。勿論此等の事由は張内閣總辭職の表面的理由に過ぎずして、實際の禍因は別に政局の河床に底深く流れてゐたのではあるが兎も角彼の所論は國務院制の支持論としては當然傾聽され可きものであらねばならぬ。

暫らく、過去十年の政治史に回想するに、所謂府院問題の論争は政治上の實際問題を通じて、時々、時々、の形態を具えて現はれ、或る時は總統が國務院を壓し、又或る時は國務院が總統を制御したこともあつて、常に兩者の間に論争の絶えなかつた案件である。請ふ、過ぐる十年の經緯を檢討して看よう。

## 二

民國元年の或る日のことである。民國最初の國務總理たる唐紹儀は、彼が内閣の陸軍總長にして總統袁の忠實なる奉行であつた段祺瑞が威風堂々として途上を行くに會つたとき、武力無き者が國務院制(責任内閣制)の維持に盡瘁することの如何に困難なるかを深く長嘆したことがあつたと傳えられてゐる。實際、當時の

唐紹儀は事毎に加へらるゝ總統袁世凱の獨裁的壓迫に拮抗し、巍然として國務院擁護に努めたものではあつたが實力を持たない彼の反抗は結局實力者袁世凱の鎧袖に一擲されずにはゐなかつたのである。元來、袁世凱は約法の制定者が豫じめ期待したやうに、實權を隨なはぬ政治的虚器の大總統たることを背する人物ではなかつた。唐内閣成立の當初より國務總理及び國務院の存有を全く無視してゐた。彼は約法が大總統に對して國務會議に出席す可き義務を規定してゐないのを理由として、毫も國務會議に列席しなかつた。夫れにも拘らず、彼は彼の實力と才幹とに由つて國務會議が決定せんとする諸般の事項に對して必ず總統自身の同意あるを必要とする慣例を造くることに成功したのであつた。從て當時國務會議の決定した案件が實行せらるゝと否とは一つに懸て袁總統の個人的撰擇に俟つの外なく、通常、國務員は始め國務會議を開き、次いで討議の經過並に國務會議の意見を總統に具申し、最後に彼が審判を俟つたのである。國務會議の如きは何等の重要な政治的過程ではなかつた。しかも彼が獨裁的傾向は愈々出で、愈々甚しく、重要政務の起れるに際しては、彼が有する強大な實力を楯として、必要のあるまゝに國務員に訓令し、提案し、自由に之を操縦したばかりでなく、甚しきに至つ

ては、公布せらる可き教令、命令の草案すらも國務院の起草に委かせずして自ら起草し、以て支那一流の誇張と壯語とに飾られる文書の拙劣ならざらんことを期した程であつた。宜なるかな、彼は内外の軍人、政客、學者等多數の顧問を驚く可き巨費を投じて招聘し、總統府は洵に國務院以上に多數の研究調査の機關に満ちてゐた。而して彼が大總統就任以來常に努めて休まなかつた四國借款團(後に六國借款團)への信賴的接近は、終ひに外國資本團の好感と後援とを窺ち得るに至つたが(註II)、彼は極めて巧みに資本團の後援を總統獨裁制遂行の上に利用したのであつた。責任内閣論者唐總理の拮抗が全く彼の意とする所でなかつたのは、慙うした各般の事情があつたからである。民國元年三月、彼が四國資本團と所謂「善後借款」の取極に就き交渉しつゝあつた際、唐總理と白耳義資本團との間に借款密約のあることが暴露したので、彼は此事件を端として唐内閣を益々無視し、且つ事毎に壓迫を加ふるに至つた。唐總理は自派の同盟會を中心として國會に占據し、總統の借款政策を始めとし其の獨裁的傾向に對して猛烈な反抗運動を開始したが、袁派政客論難の下に六月十五日天津に逃亡するの已むなきに至つた。かくして彼が内閣は僅かに二ヶ月半の存續を以て瓦解したのであるが、府院問題の争闘は其

瓦壞前に於て既に總統側の捷利に歸してゐたのである。

唐紹儀以後の國務總理は前清時代に於ける袁世凱の郎黨か然らざれば別戀の知友であつた。陸徵祥といひ趙秉鈞といひ段祺瑞といふも名は國務總理であつたが、實は袁世凱恩顧の一郎黨たるに過ぎなかつた。従つて彼が總統獨裁主義は此等の内閣の下に於ては殆ど何等の阻撓に遭遇することなく、全く彼に有利に展開したのであつた。而して民國二年十一月に入るや、彼は一舉、國會を解散し、翌年五月には早やくも新約法を公布して責任内閣制を廢し、代ゆるに國務卿制を以てしたことは未だ世人の記憶に新しい所である。大總統を以て行政の首長とし(註III)、其の下に國務卿一人を置いて總統を贊襄せしめ(註IV)別に内務外務財政陸軍海軍司法教育農商交通の九部を置き(註V)、各、總長一人をして行政事務を分業せしめることとし(註VI)、且つ國務卿が總統を贊襄するに當ては總統の下に政事堂なる一官府を設け(政事堂組織令に由る)、此機關を通じて行ふものとしたのが、即國務卿制である。かくて從來、中央地方の官廳が國務總理に對して具申したる事項は凡て政事堂を通じて國務卿の手により總統に上申することとなり、從來國務院令(閣令)を以て施行したる事項も亦凡て大總統令を以て行はるゝこととなり(註VII)、



茲に總統の獨裁制が完成されるに至つた。隨て此の時代に在つては府院問題は理論上の問題としては兎も角、政治上の實際問題としては最早や其の姿を全く滅却したのであつた。

然るに袁總統の晩年、帝政の籌畫が雲南起義に遭て坐折するや彼は再び國務院制の復活に努めなければならなかつた。五年四月二十一日の政府組織令に規定されたものが即ち是れで、所謂第一次段祺瑞内閣がその最初の責任内閣であつた。元と段は袁總統藥籠中の人物である。隨て國務院制再興の後と雖も兩者の間には何等府院問題の論争を喚起するやうな事件は起らなかつた。然るに袁逝き、黎代はるる及んで(註VII) 茲に再び府院の關係は圓滑を缺ぐに至つた。

五年六月段祺瑞が第二次内閣を組織すると間もなく、彼は、政治的才幹に多く恵まれてゐない黎元洪の總統たる地位を無視し始めた。彼は國務會議に對し黎總統の列席することを好まなかつた。彼は國務會議の議決した事項も多くは報告することさへ敢てしなかつた。時として彼が總統に會見しないこと數ヶ月に至つたことすらもあつた程である。そこで黎總統は自身に於て深き了解を持たぬ總統令を、國務院の要求あるがまゝに發したり、或は各部總長からの精細な報告に

接しないで、たゞ總長の呈請するがまゝに文武官員の任免を行ふといふ顔色であつた。別言すれば、彼は是れ一個の虚器であつた。總統印鑑の「一守衛に外ならなかつたのである。當時漢字新聞の多數は此の間の事情を評するに「内閣專制」の文字を以てし、袁總統時代の「總統專制」に、對照してゐた。しかも此等の論難批評に對し、段總理及び其一味は辯明して、苟しくも現制が責任内閣である以上、國家の政務に關し直接に責任を負ふものは國務院を措いて他にあるなく、總統は英國憲法の一大原則「King can do no wrong」の地位に立ち、佛國大統領の如く多く政治の實際に干與す可きものでない。従て總統が國務會議に出席することは不必要であり、且つ國務員が國務會議に於て決定したる事項は改めて總統との間に協議する必要もない、と論摘したのであつた。蓋し袁總統時代に於ける府院關係の反動であつたことも看られよう。ともあれ、黎段府院の關係が切りに世人の注目を惹いた時、復たまた新しき紛争を喚起する事件が突發することに成つた。事件は恚うである。八月廿四日(五年)國務院秘書長徐樹錚が國務會議の議定を經たる一公文書を總統府に齎らして、總統の蓋印を索めたところ、總統府秘書長丁世嶧は是に二三の修正を加へて再提議を求め、敢て之を受理しなかつた。かくて問題は府院間の激烈な

る論争となり、結局段總理は、國務會議の議決せる事項に對し總統が同意せざるは責任内閣本來の主旨に反するものであるとし、憤然として辭表を呈するに至つた。慫うした段總理の威嚇的手段は意外にも立ち所に効を奏し、總統側は辭表呈出後間もなく國務院側に讓歩することとなり段總理も復職して事件は大詰となつたが、當時此事件に關聯して國務院側が總統府に對して提出したる條件則ち(一)行政各部の一部又は數部に關する事件に就ては國務總理並に當該各部總長が其責任を負ふこと(二)國務總理は大總統の發する命令に對し其責任を負ふこと(三)各部長は政務に關し責任を負ふこと(四)各部長は本部の事務に關し責任を負ふこと(五)國務院令の發表は總長に於て責任を負ふこと(六)國務總理並に各部總長は大總統の命令に對し副署するを拒絶し得ること(七)副署を拒絶したる場合には其理由を附し利害を説明して修正するを請求し得ることといふ要求が承認せられたので、事件は始めて落着いたのであるとさえ傳えられた。(註IX)。傳ふる所、果して事實であつたとすれば、今後國家の政務は大小を問はず凡て國務總理及國務員に於て按配擠理せられ總統は惟だ空名の行政首長として徒らに總統印鑑を監理するに過ぎぬものとなるのであるが、眞偽は固より炤ではない。が併し其後の事態に

徴するに、此の事件あつて以來國務院側が事毎に總統府を壓し、且つ制御したことは事實であつて、所謂「内閣專制」の傾向は洵に焔然たるものであつた。

然るに民國六年所謂參戰問題に關聯して黎總統其職を辭し、馮國璋大總統たるに及び府院兩者の關係は再び變つて來た。則ち袁總統時代の如く總統專制ではかつたが、また黎總統時代に看られた如く内閣專制でもなかつた。さりとて、府院は行政部の二方面として互に協調して政務を按配し、圓滑なる關係を持續したのでもなかつた。國政に對する兩者の意見は一致を缺き、延ては中央政府の政策が總統の夫れ、國務總理の夫れと各、別個のものとして別々の途に向て進で行くのが常態であつた。畢竟するに、馮總統と、彼の下に最も永く國務總理として内閣を組織したる段祺瑞(馮總統時代には王士珍、饒能訓等各、總理たりしこともあるが其期間は共に短く、段祺瑞は前後二回に亘て内閣を組織した)とが、共に軍閥の頭領として、略ば互角の政治的實力を持てゐたが爲めであらう。當時の中央政府に取つて最も重要な問題は對南方策であつたが、是に對しては馮總統は平和的妥協主義を高唱してゐたが、段總理は是に反し、武力討伐主義を懷き、兩雄互に相譲らなかつた。しかも前者は李純、王占元、陳光遠等錚々たる長江督軍團の支持を有し、後者

亦直隸山東安徽山西其他の北洋軍閥の後援を得て、事毎に反噬し排擠したのであつた。其結果は國家を擧て、北方段派中部馮派並に南方の三勢力に分ち、彼等して三ツ巴となり、削奪を極めるに至らしめたのである。

民國七年馮總統期滿ちて職を去り、徐世昌總統たるに及で、府院の關係は大體に於て常に圓滑を失はぬこととなつた。蓋し徐總統の妥協的協調的態度の然からしめた所。府院問題の如きは最早や多く世人の口頭に上げらなかつた。然るに奉直戰爭の結果昨年六月を以て徐世昌は天津に逃がれ、黎元洪三び出蘆して總統に就任し、以て今日に及んだが、(註X)僅に一年にして總理張紹曾との間に這般の府院問題を喚起し、延ては彼自身の天津落となるに至つたのである。

府院問題過去の経過は大要悉うしたものである。是に由て觀れば、府院兩者の關係は、その時々<sup>々</sup>に於ける登場人物の如何に由て常に變遷したのであつて、今後と雖も亦恐らく過法の歴史を繰り返えすことであらう。

## 三

洵にさうである。然れども府院問題といふ實際政治の案件は其の根本の觀念に於て、現制則ち總統の下に責任内閣制を維持する國家組織が、夫れ自體、支那に果

たして適應するや否やの問題を内在せしむる。過ぐる十ヶ年の間、業々に幾多の議論が闘はされ幾多の見解が發表されたが多くは首肯するに足るものではなかつたやうである。吾輩は進で此の點を考察しなければならぬ。

現制が支那に適應せずと見て、先づ第一に考えられるのは國務院制を廢し、國務卿制を樹立することであろう。則ち袁世凱時代に試みられたやうに、總統の下に一人の國務卿を置き、政事堂と稱するが如き特設の一機關を通じて總統を贊襄せしめ、別に總統の任命する總長をして各部の所管事務を分掌せしめ、以て行政部を立法部より完全に獨立せしめんとすることは是である。詞を易えて曰へば米國制度を其のまゝに移植しては如何といふことである。

元來支那の國民は人も知る如く、數千年以來、王道主義の下に於て君主獨裁制に訓練された國民である。凡ゆる政治の權能が一個人より發動することは國民全體に取つては何等の奇怪ではない。寧ろかくあつてこそ、支那のやうに地方分權の發達したる國家に在つては政治の安泰を鞏固にする所以であらうと考えられぬこともない。袁世凱並に彼が政治顧問の帝政論は其の根本に於て恣うした觀念を持つてゐたのである。假りに、かゝる見地を是認するとせば、大總統が立法部

より全く獨立して萬機を獨裁することは却て民族の傳統に添ふ所以であるかも知れない。總統を以て天子に、國務卿を以て宰相(若しくは同尙書門下平章事の如く宰相たるの實權と地位とを有したるもの)に、比較すれば、總統獨裁制は洵に歴史的合理性を持つのである。

然れども、醜て總統獨裁制實施の可能より論ずれば、既に袁世凱の帝政籌畫に炤であるやうに、萬機親裁の權能を賦與されたる總統は、其人物の如何によつては、彼が才幹と實力とを以て宛然專制君主たるに至ることもあり得るであらう。殊に現今の如く政治的頹廢が其高潮期に達したる時に當ては、その蓋然性は最も多い。そこで、共和民主が支那に不適當であるとすれば問題は自ら別であらねばならぬが、少なくとも *Vox populi* の原則を維持する現制を支持して是を論ずれば、かゝる虞を最も多く具有する國務卿制(即ち總統獨裁制)は是を是認することは不可能である。いつたい、米國に於て大統領が立法部より全く離れて、萬般政務を總攬し、猶ほ且つ民主政治たるを失はない所以は、詮するところ、大統領も立法部も共に國民の輿論に支配せられるが爲めである。行政と立法との分立が民主主義に抵觸することなく圓滑に運用し得る現象は輿論が威力を有する國家に於てこそ始めて期

待されるのであつて、此點は今猝かに支那に求むることは出來ない。國民の政治批判が雄健且つ豊富でない支那に、威力ある輿論が近く發生するだろうとは何んとしても考えられない。假令、輓近輿論が多少其形態を具え始めたとはいへ、未だ以て立法行政の兩部を支配し左右し得る底のものではない(計XI)。果たして然らば米國制度に仿つて國務卿制を樹立するは、やがて、總統の專制を惹起し、延ては國家の動亂を温醸する原因とこそなれ、民主政治の實況に尤付かんとする所以ではないであらう。此案は實行の可能性を持つてゐない。

然らば責任内閣制に代ゆるに國務卿制を以てすること、猶ほ前案の通りとし、史に總統をして議會に責任を負ふものたらしむれば奈何。此案によれば、府院問題が屢々喚起する實際政治の紛糾凝滯は、是を避けることが出來ると同時に、制度自體は猶ほ共和民主の原則に背戾せぬことを期待し得るやうである。然し乍ら吾人は先づ總統が議會に責任を負ふことに由て生ずる結果如何に想到してみなければならぬ。假に總統が議會に責任を負ふものとすれば、總統は常に議會の左右するところとなり、確固たる主義方針を實際に行ふこと極めて困難となり、結局は立法部の配下に踞躅するに至る可きは最も明白である。かくては、民主國に於



ける立法行政の兩部が唇齒輔者の關係に立ち、立法が行政を監督すると同時に行政部も亦立法部を能く指導して其平準を失はしめざらんことに努め以て憲政有終の美を收むるといふ効果は到底之を擧げ得ないことになるであらう。加之總統が行政の首長として政務を統ぶる期間は一つに懸つて議會の信任が繼續する<sub>と</sub>否<sub>と</sub>に俟つこととなり、その結果は短期に總統選舉を繰り返さねばならぬことになる。而して地方議會の選舉や、國會の選舉に對しては少なからず無關心である國民も總統選舉に就ては、しかく冷膽であり得なかつたことは過去の事實に徴して明白であるから、總統選舉が屢々繰り返えされるとしたならば、國民は其都度政治的狂燥に困憊し、延ては國民生活の平靜が害こなはれるに至るであらう。此種弊害は猶ほ是を忍ぶ可しとするも、是に由て行政機關のスタビリティが失はるゝことに至つては到底國法上許容さる可きものでない。現制に於て行政部の一構成要素たる内閣は常に議會變動に支配せられるか、他の一要素たる大總統が、總統自身に謀叛行爲ありたる場合を除いては、其任期中、議會變動の圈外に儼然たることを得るが爲め、<sub>スベリテイ</sub>行政部の鞏定は確保せられるのである。然るに今總統をして議會變動の下に立たしむるものとせば、行政部の安定は全く失はれるが故に勢

以政治的無秩序は隨時に喚起せられ國民生活は爲めに怖る可き影響を蒙むるに至るであらう。此方策も亦首肯することが出來ない。

吾輩の一家言を以てすれば、現制の責任内閣制を支持することは最も合理的な結論である。何んとなれば威力ある輿論の存在しない支那に在つては責任内閣制に俟つに非れば、利己的動機にのみ動く、翹々たる小數の野心家が、結局は彼等の寡頭政治を出現せしむるに至る虞があるからである。單に夫ればかりではない、奔放不羈を以て特色とする議會の横暴に對し、能く是を制御し、議會をして立法部たるの平準を保たしむる爲めには多數の國務員が是を指導すること最も肝要だからである。

然らば現制を支持することにより、今後も必ずや起ることある可き府院問題に對しては果たして之を如何にす可きか。吾輩を以て看れば、人爲的の緩和策必ずしも皆無ではない。即ち現に佛蘭西に行はるる *Conseil des Ministres* を支那に移植することが是である。仰も大臣協議會コンシエール・ド・ミニストルとは重要政務に關し大統領が内閣と會同して、協同に討議する場合の合同會議であつて、内閣會議たる *Conseil du Cabinet* とは全く別個のものである。佛蘭西が府院問題の經驗を嘗て持たなかつたのは實に

かゝる制度の賜物であらう。

元來支那に府院問題が喧騒を極めるのは、制度自體の罪として多く論ず可きものではない、過去の事實が語る如く、寧ろ總統たり總理たる者の人物如何に由て起る問題であるから、從て佛國の大臣協議會を移植し、現在の國務會議と並存せしむるとするも今後兩者の關係が是に由て常に圓滑を保つてあらうとは必ずしも曰はれない。問題は結局、爲政家の政治道德の發達と協同精神の訓育とに俟たねばならぬのであるが、しかも此種協議會を開設し兩者の協同を計ることは少くとも現在に於ける人爲的辦法の一たるは失はれぬ所であらう。吾輩は飽くまで此點を力説したい。

註 I。黎總統が行政整理、政費節約を實行する爲め、先に哈漢章を軍醫督察處に派遣し、是れを徹裁することの可能なるかを調査せしめたるが、是に對して哈漢章は其可能なるを報告したのである。

註 II。清帝退位後二週間目に袁世凱は四國借款團より二百萬元の融通を受けることに成功したが、此の時以來彼は資本團の援助を獲んことに極力盡瘁してゐた。

註 III。新約法三十九條。

註 IV。新約法三十九條。

註 V。新約法四十條。

註VI。新約法四十一條。

註VII。大總統の命令は『策令』『申令』『告令』『批令』の四種に分れてゐる。策令は文武官の任免、榮典の頒與に用ひ、申令は法律、教令、條約、豫算等の公布並に官廳、文武官員に對する指揮訓令其他總統が職權に由りて執行する件に用ひ、告令は國民に對する宣示に用ひ、批令は各官廳の陳請に對する覆答に使用するのである。而して此等の命令は凡て大總統印を鈐し國務卿の副署あるを必要とされてゐる。——三年五月十六日、大總統公文程式令。

註VIII。彼は約法の規定に從て、副總統の資格を以て大總統を代行したのである。六月七日のことであつた。

註IX。平川清風著、支那共和史、四七二頁參看。

註X。本誌一號四卷、『再び大總統に就て』參看。

註XI。刁作謙氏は輿論の威力あることを力説して筆者とは反對の意見を發表し

た。Jyan: China Awakened, pp. 108-171. 參看。